第明治三十二種五郵年三便月物三十認一可日

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第二十四条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第二 （委　員　会　用） 裏　　表 ［略］ 第　　号 犯　則　事　件　調　査　証　票 職名（又は官職） 氏　　名 生　年　月　日 上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。 令和　　年　　月　　日 証券取引等監視委員会　印 （財務局又は福岡財務支局用） 裏　　表 ［略］ 第　　号 犯　則　事　件　調　査　証　票 職名（又は官職） 氏　　名 生　年　月　日 上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。 令和　　年　　月　　日 財務局長又は福岡財務支局長　印 （備考）　［略］	**別紙様式第二** （委　員　会　用） 裏　　表 ［同左］ 第　　号 犯　則　事　件　調　査　証　票 職名（又は官職） 氏　　名 生　年　月　日 上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押さえする権限を有する者であることを証明する。 令和　　年　　月　　日 証券取引等監視委員会　印 （財務局又は福岡財務支局用） 裏　　表 ［同左］ 第　　号 犯　則　事　件　調　査　証　票 職名（又は官職） 氏　　名 生　年　月　日 上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押さえする権限を有する者であることを証明する。 令和　　年　　月　　日 財務局長又は福岡財務支局長　印 （備考）　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。